

小樽市 児童虐待防止 対応マニュアル



児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、その発生を予防すると共に、児童虐待発生時は迅速・的確な対応が必要となります。

小樽市では、平成17年度に「小樽市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の早期発見・早期対応を行うため、関係機関が相互に連携・協力しつつ、それぞれが担うべき役割を果たし、児童虐待防止に取り組んでいます。

令和3年度には、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図ると共に、児童虐待の発見から通告までを迷うことなく対応できるよう、「小樽市児童虐待防止対応マニュアル」を作成しました。また、令和4年度には、市民の皆様にはわかりやすく理解していただけるよう、「小樽市児童虐待防止対応マニュアル（概要版）」を作成しました。

近年はヤングケアラーが社会問題化しており、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、支援が必要なヤングケアラーに対しては、関係機関・団体等が緊密に連携し、早期に発見し、適切な支援につなげる取組が求められています。そのため、新たにヤングケアラーの子どもへの気づきから支援までの対応についても盛り込むこととし、改訂版を作成する運びとなりました。

このマニュアルを日頃から子どもやその家庭に関わる関係機関の皆様には御活用いただき、児童虐待等への理解を深めていただくと共に、児童虐待の予防及び早期発見並びに支援に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

令和6年8月

小樽市要保護児童対策地域協議会
(事務局：小樽市こども家庭センターにここ)

目 次

第1章 児童虐待の理解

- | | |
|------------------|-----|
| 1 児童虐待とは？ | P 1 |
| 2 児童虐待のサイン | P 4 |
| 3 しつけと体罰の関係について | P 6 |
| 4 児童虐待が子どもに及ぼす影響 | P 7 |
| 5 児童虐待の背景（要因） | P 9 |

第2章 児童虐待の対応

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 小樽市要保護児童対策地域協議会について | P10 |
| 2 相談・通告について | P12 |
| 3 相談・通告後の対応について | P13 |
| 4 支援の役割分担について | P16 |

第3章 児童虐待の未然防止

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1 市町村の体制強化 | P17 |
| 2 児童虐待を予防するための取り組み | P18 |
| 3 児童虐待に関する連絡先 | P19 |
| 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～ | P20 |
| 子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～ | P22 |

第4章 ヤングケアラー

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1 ヤングケアラーについて | P24 |
| 2 ヤングケアラーの気づき | P25 |
| 3 ヤングケアラー（18歳未満）の対応について | P26 |
| 小樽市ヤングケアラー連絡票（小学校・中学生用） | P27 |

第1章 児童虐待の理解

1 児童虐待とは？

児童虐待とは、保護者（親に代わる養育者も含む）が子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為である。

児童虐待は大きく分けて4つに分類される。

① 身体的虐待

暴力等により身体に傷を負わせる、生命に危険を及ぼすような行為

<具体例>

殴る、蹴る、叩く、首を絞める、投げ落とす、激しく揺さぶる

逆さ吊りにする、火傷を負わせる、布団蒸しにする

溺れさせる、戸外に閉め出す、縛り付けて拘束する

異物を飲ませる、髪を掴みあげる、頭を強く押さえつける

など

<乳幼児揺さぶられ症候群>

乳幼児を激しく揺さぶることで、脳などが傷つき、様々な障害を引き起こしてしまう。言語障害、学習障害、歩行困難、失明などの重い後遺症が、一時的ではなく将来的にも残る可能性がある。最悪の場合は死亡することもある。



<代理ミュンヒハウゼン症候群>

周囲の関心や同情を引くために、ケガや病気を捏造する。子どもが病気だと嘘をついたり、ケガを負わせたり病気にさせたりして、健気な子育てを演じる。母親に多い。

②ネグレクト

心身の発達を損なうほどの不適切な養育や子どもへの安全な配慮がなされていない行為

<具体例>

食事を与えない、汚れた衣服を着続けさせる、入浴させない

重大な病気になっても受診させない

不衛生な環境のままにする

生活に必要な物を購入しない

家に閉じ込める、自動車の中に放置する

子どもにとって必要な情緒的要求に応えない

乳幼児を残したまま、たびたび外出する

子どもの意思に反し、登校・登園させない

虐待行為が行われていても黙認する

など

<虐待行為の黙認>

例) 父親が子どもに身体的虐待を行っていることに気づいていた母親が、それに対して何も対処しない場合、母親はネグレクトに該当する。



③心理的虐待

子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。ひどい言葉、極端な無視、拒否的な態度などにより、子どもに心理的な傷を負わせる行為

<具体例>

言葉による脅し、無視、拒否的態度

子どもの心を傷つけることを繰り返し言う

他のきょうだいとの著しい差別

DV（ドメスティック・バイオレンス）を子どもの前で見せる など

<DV（ドメスティック・バイオレンス）>

配偶者や親密な関係のパートナーからの暴力であり、殴る蹴る等の「身体的暴力」や怒鳴ったり侮辱したりする等の「精神的な暴力」、性行為の強要等の「性的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」がある。



④性的虐待

子どもに対する性的暴行やわいせつな行為

<具体例>

子どもの体や性器を触る、子どもに性器を触らせる

性的な行為の強要、児童ポルノの被写体にする

性器や性交、わいせつなビデオや写真などを子どもに見せる

など

2 児童虐待のサイン

児童虐待の重症化を防ぐためには、子どもや保護者等の『児童虐待のサイン』にいかにかに早く気付くことができるかが重要となる。

(子どもの様子)

- 身体に不自然な傷やアザ、火傷等がある
- 極端に痩せている、身長が低い、年齢相応ではない
- 食事をきちんと与えられていない
- 夜遅くまで外で遊んでいる、不自然な時間に徘徊している
- 季節に合わない服装をしている。
- 身体・衣類が不衛生（汚れ・臭い）
- 理由もなく、学校や幼稚園・保育園を欠席する
- 近所で悪質ないたずらや万引きを繰り返す
- 保護者等の顔を窺う反面、保護者等がいなくなると保護者等への関心を示さない
- 表情が乏しい、暗い顔をしている
- 予防接種や乳幼児健康診査を受けていない
- 特別な病気がないのに、身長や体重の伸びが悪い
- 傷に対する説明が不自然、説明を嫌がる
- 保護者等が迎えに来ても、帰りたがらない
- 保護者等と視線を合わせない
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- 衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる
- 極端な性的な遊びや言葉、行動がみられる。または、極端に拒否感がみられる
- 他人との身体接触を異常に怖がる
- 落ち着きがなく、一つのことに集中できない
- 反抗的な態度や嘘が多い
- 家に帰りたがらない、家出を繰り返す
- 給食をガツガツと食べる

など

(保護者等の様子)

- 子どもの健康状態に注意を払わない、受診させない
- 小さな子どもを置いたまま頻繁に外出している
- 心身の状態が悪く（慢性疾患・精神疾患など）、子育てが負担になっている
- 困ったときに相談に乗ってくれる人が身近にいない、孤立した状況にある
- 夫婦関係や経済面等での生活上のストレスがある
- 寝具や衣類等、衛生面への配慮がなされておらず、自宅内外が乱雑
- 極端に偏った育児観や教育観を持ち、それを押し付ける、体罰を肯定する
- 子どもの養育について拒否的、子どもの扱い方が乱暴
- 子どもに対する言葉が乱暴で、行動等を力で制しようとする
- 子どもの身体症状（打撲傷、火傷など）を確認すると、一貫性のない説明をする
- 経済的に困窮している
- 学校・幼稚園・保育所等からの連絡に応じない
- きょうだい間差別が激しい
- 感情を苛立たせ、思い通りにならないとすぐ怒鳴る
- 無表情で、子どもに対して声掛けをしない
- 「かわいくない」「この子は欲しくなかった」等と拒否的な発言をする

など

児童虐待の早期発見等（児童虐待防止法）

- 第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

3 しつけと体罰の関係について

『しつけ』とは家庭において日常生活や社会生活の中で必要なルールやマナーを身につけさせることであり、『体罰』は肉体的な苦痛を伴う罰を与えることである。

日本では「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在する。そうした『しつけ』の名の下に行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も数多く見受けられる。こうした状況を踏まえ、令和1年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、『体罰が許されないもの』であることが法定化され、令和2年4月、改正児童虐待防止法が施行された。(P20~P21参照)

『しつけ』のためでも、体に何らかの苦痛や不快感を引き起こす行為は『どんなに軽いものでも体罰』となり、法律で禁止されている。

【具体例】

- ◇言葉で3回注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ◇大切なものにイタズラしたので長時間正座させた
- ◇友達を殴ってケガをさせたので同じように子どもを殴った
- ◇他人の物を盗んだのでお尻を叩いた
- ◇宿題をしなかったので夕飯を与えなかった
- ◇掃除をしないので雑巾を顔に押し付けた など



子どもの権利が守られる体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなくてはならない。

子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことが必要である。子どもに『しつけ』をする時には、子どもの発達しつつある能力に合わせる方法で行う必要があり、『体罰』で押さえつける『しつけ』は許されない。どうすれば良いのかをわかりやすい言葉や図等で見本を示す等の子どもが理解できる方法で伝える必要がある。

4 児童虐待が子どもに及ぼす影響

児童虐待は、子どもの心身に深刻な影響をもたらす。身体面、知的発達面、心理・行動面に様々な問題が現れることがある。最近の研究では脳の発達に深刻な影響を及ぼすことがわかっている。(P23~P24 参照)

① 身体面での影響

- ・暴力によるアザ、傷、火傷、骨折などの外傷
- ・衛生状態の悪さによる皮膚疾患
- ・適切な食事が与えられないことによる栄養障害や低体重、低身長
- ・愛情が与えられないことやストレスにさらされ続けることによる低体重、低身長（成長ホルモンの減少）
- ・性的虐待による性感染症、望まぬ妊娠、性感染症

② 知的発達面での影響

- ・落ち着いて学習することができなくなる
- ・知的発達が阻害される
- ・年齢相応の生活スキルが習得できなくなる

③ 心理・行動面での影響

ア 対人関係の障害

- ・子どもの要求が適切に満たされず、保護者との基本的な信頼関係を構築することができない
- ・他人との信頼関係が形成できず、対人関係に問題が生じる
- ・わざと人を怒らせて注意を引こうとする
- ・誰に対しても馴れ馴れしく関わろうとする

イ 低い自己評価

- ・「自分が悪いから虐待される」「自分は価値がない人間だ」と思う
- ・自己評価が低下し、自己肯定感（自らの価値や存在意義を肯定する感情）が持てなくなる

ウ 感情コントロールの問題

- ・暴力で問題を解決することを学習する
- ・攻撃的、衝動的な行動を取る
- ・欲求のままに行動する
- ・パニック状態
- ・器物破損

エ 多動

- ・刺激に対して過敏に反応し、落ち着きのない行動を取る（ADHD（注意欠陥多動性障害）の症状と似ているため、医師の診断を受けることが

必要となることがある)

オ 精神的症状

- 心的外傷後ストレス障害 (PTSD)
- フラッシュバック (過去の辛い体験や情景が突然よみがえる)
- 夜驚 (悪夢に反応して強い恐怖が生じ、激しく泣く)
- 記憶障害
- 解離性同一性障害 (多重人格症)

カ 偽成熟性

- 大人の顔色を見ながら生活する
- 大人の欲求に従って先取りした行動を取る
- 保護者に代わって、大人としての役割を果たそうと行動する
- 大人びた行動を取る

※一見、良くできた子どもに思える一方で、思春期等に問題が表出することがある。

キ 家出・徘徊

ク 自殺企図、自傷行為

- ヘッドバンキング (自分の頭を壁などに打ち付ける行為)
- 首吊り
- リストカット
- 薬の大量服用

ケ 非行

コ 性的問題

- 不特定多数の男性との交際、性交

5 児童虐待の背景（要因）

児童虐待は1つの要因で発生する訳ではなく、いくつかの要因が関連しストレスになった時、ある出来事を引き金にして起こる場合が多くある。児童虐待発生の要因を踏まえておくことは、子どもに及ぶ危険性を予測する上で非常に重要となる。

（保護者側の要因）

- 子どもへの愛着形成が不十分
- 元々性格が攻撃的・衝動的、パーソナリティ障害
- 保護者自身が被虐待の体験者
- 望まない妊娠
- 育児に対する不安やストレス
- 10代の妊娠（保護者が未熟）
- 産後うつ病など精神的に不安定な状況
- 精神障害、知的障害、発達障害
- 慢性疾患、アルコール依存症、薬物依存 など

（子ども側の要因）

- 手がかかる子ども（ひどく泣く、こだわりが強い など）
- 低出生体重児、多胎児
- 発達の遅れ、身体・知的障害、問題行動、発達障害
- 育てにくさを持っている など

（養育環境の要因）

- 未婚を含むひとり親家庭、内縁者や同居人がいる
- ステップファミリー（子連れのみ再婚家庭）
- 転居を繰り返す（地域で孤立している可能性あり）
- 予防接種や乳幼児健康診査を受けていない
- 親子の長期分離歴がある
- 夫婦関係をはじめ人間関係に問題を抱えている
- 援助者（親、きょうだい）や相談相手がいない
- 経済的に不安定、困窮している
- 夫婦不和、配偶者からの暴力（DV）がある
- すでに、きょうだいが施設入所している など

第2章 児童虐待の対応

1 小樽市要保護児童対策地域協議会について

(事務局：小樽市こども家庭センターにここ)

児童虐待に関係する機関は、福祉・保健・医療・警察等、多岐に渡るため、適切な支援を行うためには、関係機関の連携・協力の中で、それぞれの機関の役割を明確にし、お互いに理解し合いながら対応することが重要である。そのため、小樽市では平成17年に要保護児童対策地域協議会（以下、要対協という）を設置している。（児童虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2に基づき設置）

要対協では関係機関等が支援対象の児童及び保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行っており、参加者には守秘義務（罰則あり）が課せられている。

また、構成員以外の関係機関等に対しても、必要に応じて要保護児童等に関する資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。（児童福祉法第25条の3）

支援対象者は、※要保護児童及び要支援児童（ヤングケアラーを含む）とその保護者並びに特定妊婦となっている。

※要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

要支援児童：「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）」とされ、要保護児童より広い範囲で、何らかの支援を必要とする児童。

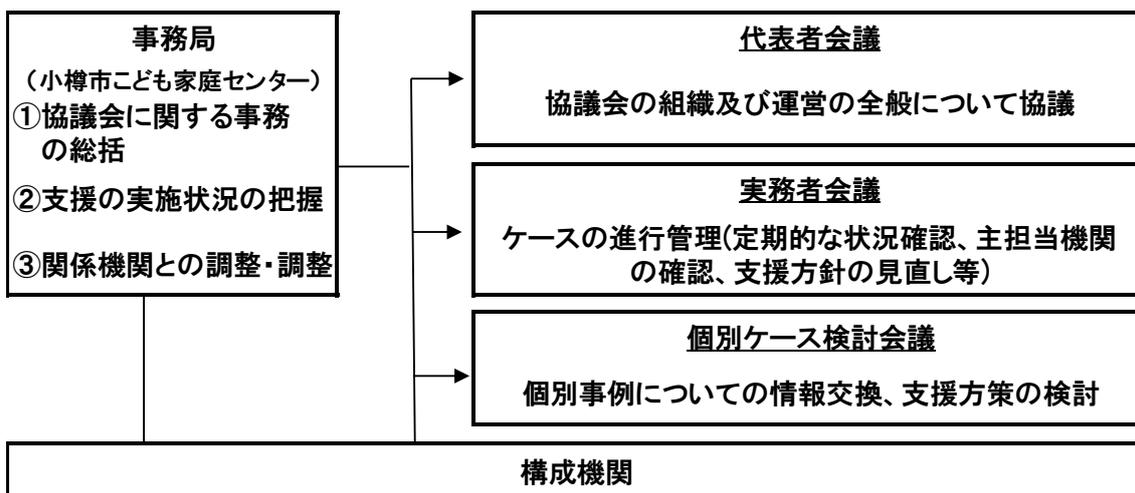
ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っている児童

特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

＜要対協の取り扱う情報についての法的位置づけ＞

- 要対協の構成機関内における情報共有は、守秘義務違反にならない。
(児童福祉法第25条の2第2項)
- 要対協は必要に応じて、要対協に構成されていない機関等に対しても、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
(児童福祉法第25条の3)
- 要対協の構成員(過去構成員だった者を含む)は、正当な理由なく、要対協で知り得た情報を漏らしてはいけない。(児童福祉法第25条の5)
- 守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。(児童福祉法第61条の3)

【小樽市要保護児童対策地域協議会 体制図】



【構成機関】

国又は地方公共団体の機関	札幌法務局小樽支局、小樽人権擁護委員協議会、北海道札幌方面小樽警察署、北海道中央児童相談所、小樽市立小中学校、小樽市
法人	一般社団法人 小樽市医師会、小樽市民間保育協議会、小樽私立幼稚園連合会、社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会
その他の者	札幌弁護士会、小樽市民生児童委員協議会、小樽市PTA連合会、その他市長が指名する者

【小樽市の構成機関】

教育委員会教育部学校教育支援室、生活環境部青少年課、生活環境部男女共同参画課、福祉保険部福祉総合相談室、福祉保険部生活支援第1課、福祉保険部生活支援第2課、こども未来部こども発達支援センター、こども未来部子育て支援課、こども未来部こども家庭課

2 相談・通告について

相談・通告は、児童虐待の早期発見や適切な支援に繋がる重要な行動である。相談・通告は匿名で行うことも可能で、相談・通告した人、その内容に関する秘密は守られる。

児童虐待かどうかの判断は専門機関（小樽市こども家庭センター・北海道中央児童相談所）が行うため、『虐待かも…』と思ったら、まずは相談・通告を行うことが必要である。

児童福祉法第 25 条（要保護児童発見者の通告義務）

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

※身体的虐待（疑い含む）の場合

傷・アザ等を発見した場合は可能な限り、写真（データ）を残しておくことが大切。また、傷・アザ等の大きさ、深さ、部位、頻度、どのようにしてできたものなのか等を記録に残しておくことが必要である。

※性的虐待の場合（疑い含む）の場合

性的虐待は、子どもの心身に深刻なダメージを与えるもので、緊急性が高いため、児童相談所の早期介入が必要。性的虐待を受けた子どもとの面接には、専門的な技術が必要となるため、性的虐待を受けたと思われる子どもを把握した場合は、虐待内容の聞き取りは行わず、直ちに北海道中央児童相談所（011-631-0301）に連絡する。

3 相談・通告後の対応について (D14参照)

(1) 相談・通告の受理

相談・通告者から必要な情報を聴取すると共に、その世帯に関わっている関係機関から様々な情報を聴取する。

(2) 受理会議

相談・通告の際に把握した内容を踏まえ、緊急性の判断、初動方針の決定、安全確認の方法、追加情報の調査、担当者等を決定する。

※緊急性が高いと判断した場合、北海道中央児童相談所に対応依頼(送致)する。

(3) 子どもの安全確認・調査

子どもの心身の安全が守られているか安全確認(相談・通告受付から48時間以内)を行うと共に、保護者や関係機関に調査を実施する。調査は安全面を考慮し、複数名で対応する。

(4) 支援方針会議

調査した結果を基に、児童虐待の有無や種別、緊急度の判断、今後の支援方針を決定する。継続的に支援が必要と判断した場合は、新規ケース登録会議に諮る。

※緊急性が高いと判断した場合、北海道中央児童相談所に対応依頼(送致)する。

(5) 新規ケース登録会議(毎月)

虐待等の相談・通告のあった新規ケースについて、要対協に要保護児童、要支援児童等として登録を要するかどうかを判断するための会議を開催する。

(6) 小樽市要保護児童対策地域協議会

① 個別ケース検討会議

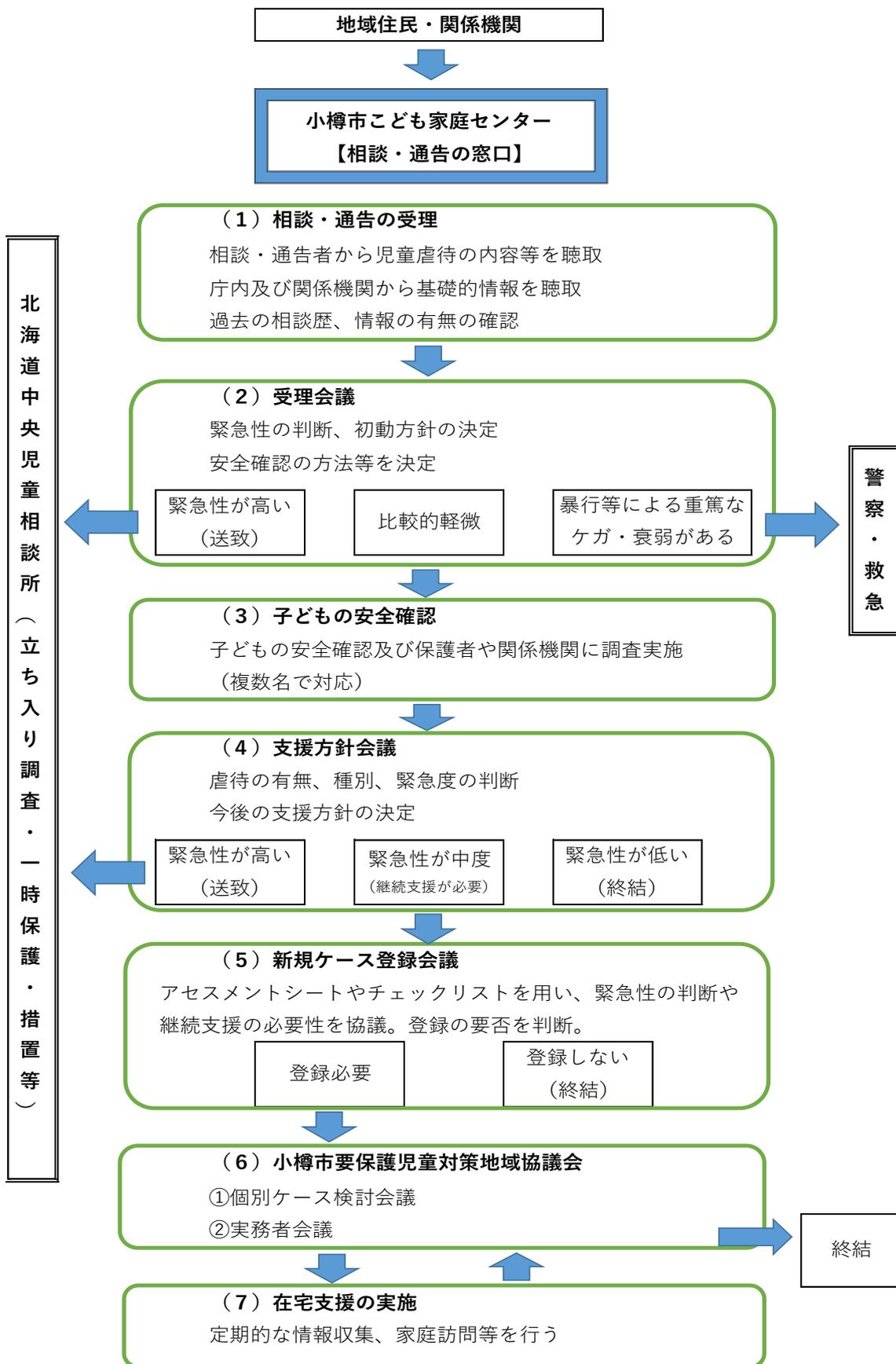
必要に応じ、個別ケース検討会議を開催し、関係機関との情報共有や多方面から支援方針を検討する。

② 実務者会議(年3回)

個別ケースの状況や今後の支援方針を確認し、登録の継続が必要かどうかを検討する。

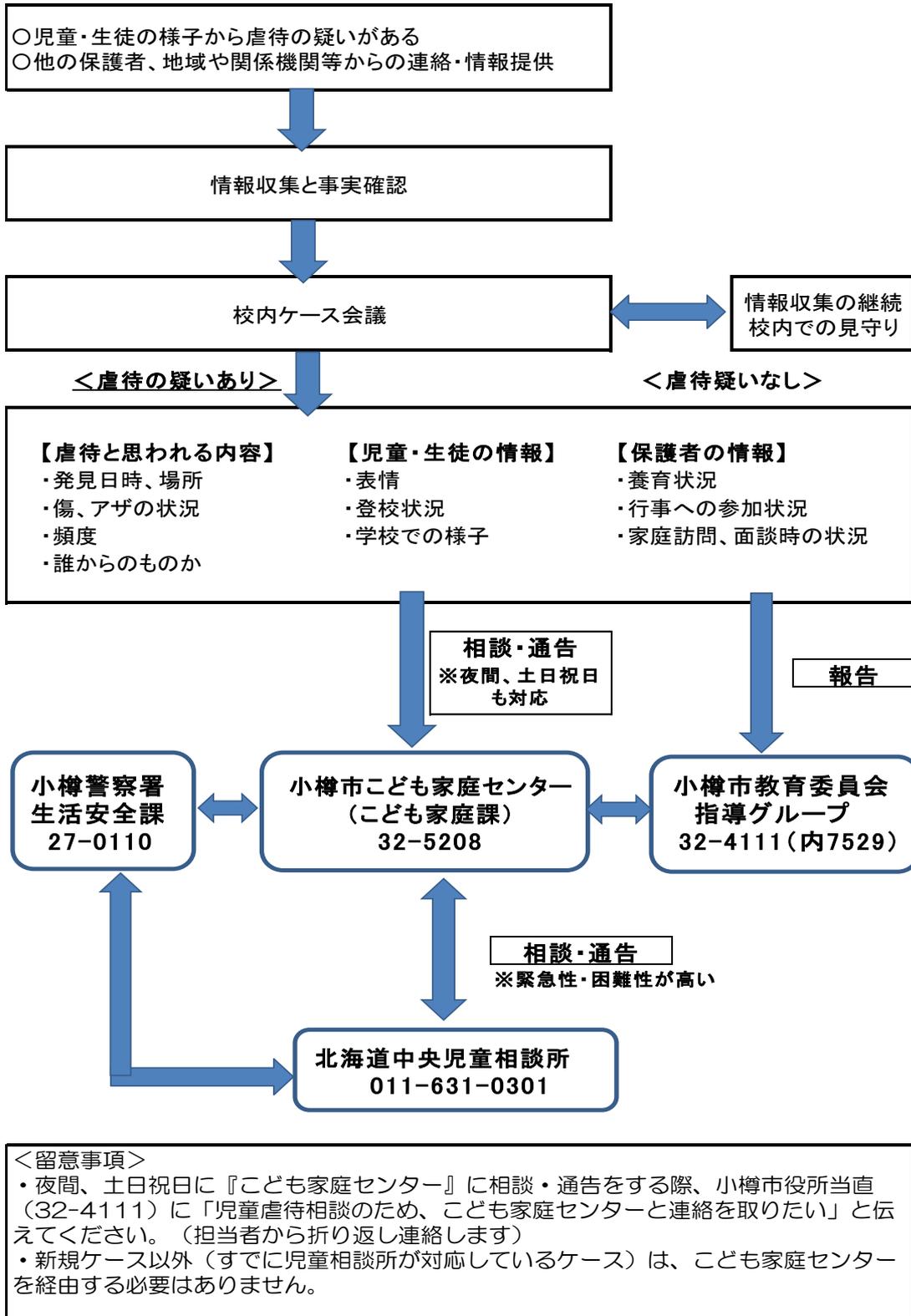
(7) 在宅支援の実施

対象世帯に係る定期的な情報収集、家庭訪問等を行い、支援を実施する。



【小樽市児童虐待通報ルート（学校版）】

※新規ケースの場合



4 支援の役割分担について

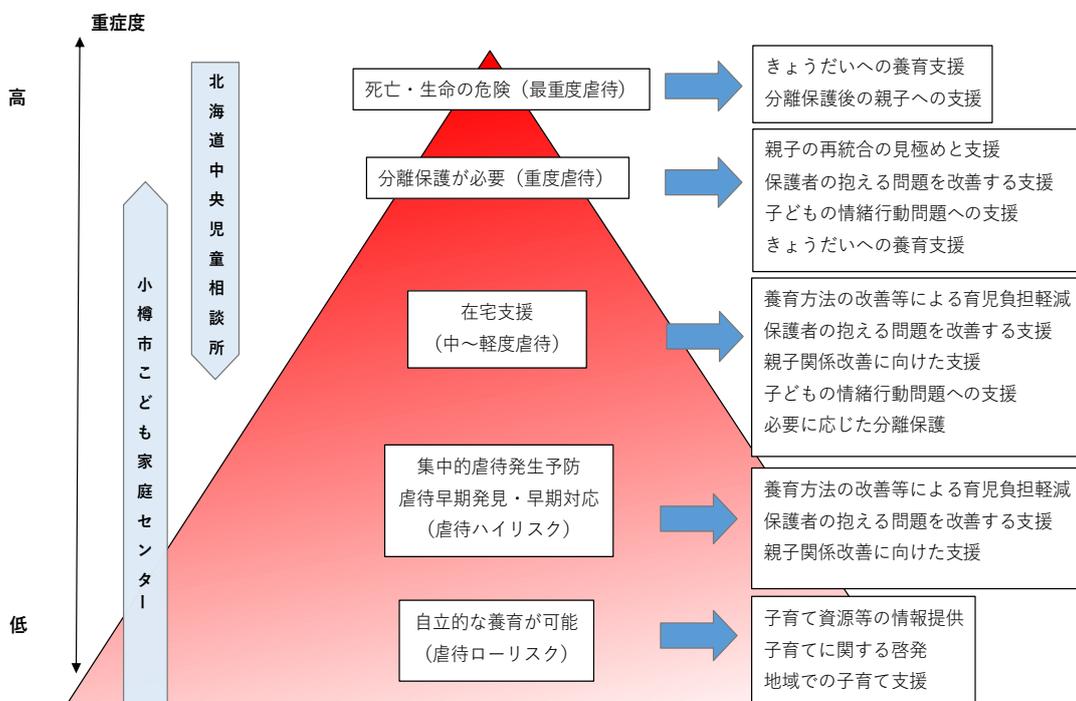
児童虐待の対応には、自立した養育が可能な段階から、生命や安全を確保するために緊急介入する必要がある段階まで、幅広い段階への対応が求められる。

支援の方法については、家族状況、生活歴、既往歴、経済状況、養育環境、保護者の養育能力等により異なるため、慎重にアセスメントを行うことが必要となる。保護者・子どもとの信頼関係を構築しつつ、支援（助言、指導、サービス導入等）を行うことになる。

小樽市（こども家庭センター）はその子どもと家族の身近な場所における支援者として、主に日常的な相談支援を行っている。児童相談所は市町村が安心して相談支援に関わることができる環境づくりを行うと共に、相談支援を行うに当たっての技術的な援助・助言や、高度な専門性を有する支援の提供を行うほか、子どもの生命と安全・安心を守る等、児童相談所が有する専門性や権限・機能を活用した専門的・広域的な業務を担っていく役割を担っている。

北海道中央児童相談所・小樽市（こども家庭センター）のみの支援では限界があるため、その世帯に関わる様々な関係機関との連携が必要となる。その中心的役割を担うのが、要保護児童対策地域協議会となっている。

虐待の重症度と支援の役割分担



※「子ども虐待対応の手引き」を基に作成

第3章 児童虐待の未然防止

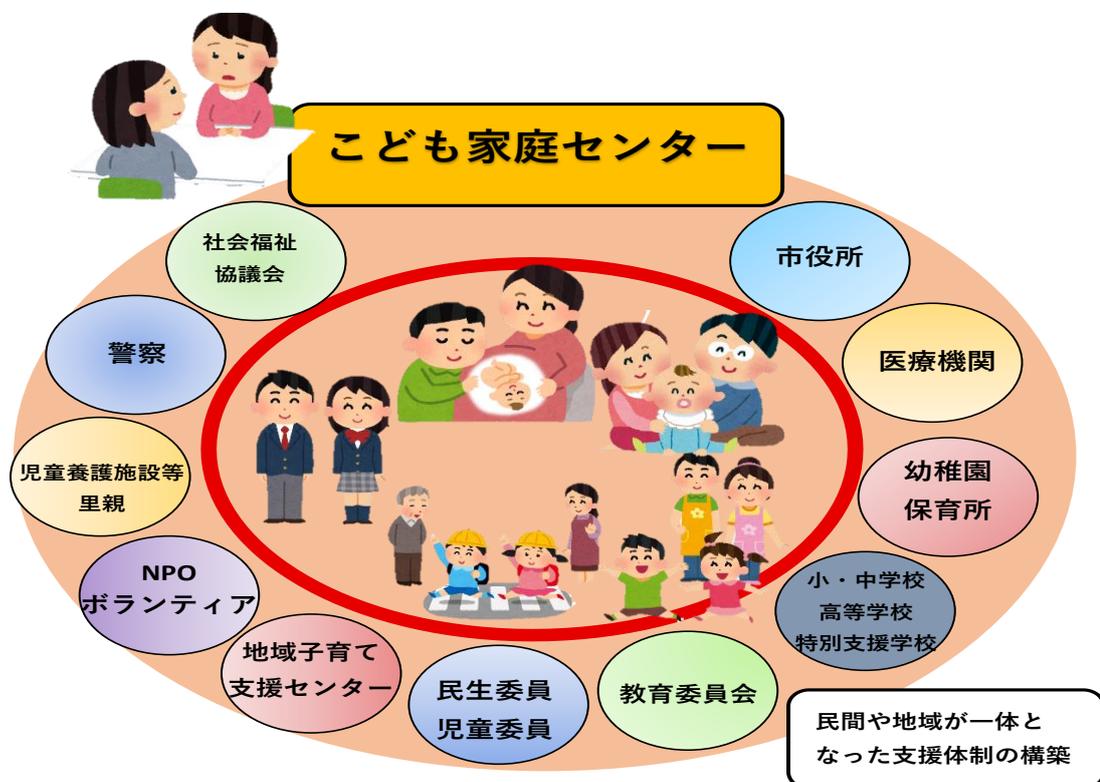
1 市町村の体制強化

【小樽市こども家庭センター】（令和6年4月開設）

令和4年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、包括的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとなった。

小樽市では、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関としての役割を担っている。

児童及び妊産婦の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、地域の保健・医療・福祉に関する機関との連絡調整を行い、児童及び妊産婦等の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的としている。



2 児童虐待を予防するための取り組み

① 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病・育児疲れ等の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設や里親において一定期間（原則7日以内）、養育・保護を行う。

（対象世帯：1歳以上18歳未満までの児童を養育している世帯）

② 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐ。

例) 調理や掃除等の家事支援、子どもの送迎や子育ての助言等の育児支援
（対象世帯：家事・育児に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦）

③ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師による育児指導・助言を行う。

（対象世帯：3歳未満または保育所・幼稚園等に通っていない3歳～5歳までの児童を養育している世帯等）

④ 子育てトレーニング教室事業

保護者に対し、「怒鳴らない子育て」の手法を学ぶための講座を行う。

（対象世帯：1歳から小学校低学年までの子どもを養育している世帯）

⑤ 児童虐待防止啓発活動

市内関係機関にポスターの掲示やリーフレットの配布、広報おたる等に記事を掲載し、啓発活動を行う。

⑥ ひとり親家庭等ヘルパー派遣事業

ひとり親家庭等が疾病等の理由により、一時的に（原則、最長3か月以内かつ、年間24時間まで）家事援助が必要な場合にヘルパーを派遣する。

（対象世帯：小学生までの児童を養育している世帯）

3 児童虐待に関する連絡先

<p>小樽市こども家庭センターにここ (こども未来部こども家庭課)</p>	<p>小樽市における児童虐待に関する相談窓口です。虐待かどうか疑わしい場合の相談も受け付けます。</p>	<p>月曜日～金曜日 9：00～17：00 (土日・祝日及び年末年始除く)</p> <p>☎ 0134-32-5208</p> <p>Mail : niko-niko@city.otaru.lg.jp</p> <p>※上記以外の時間帯は小樽市役所当直室で受け付けます。</p> <p>☎ 0134-32-4111</p>
<p>小樽警察署</p>	<p>子どもの命に関わるような危険な行為を目撃したり、重篤なケガをしている場合等、緊急性が高い場合に連絡してください。</p>	<p>☎ 0134-27-0110</p>
<p>北海道中央児童相談所</p>	<p>児童虐待に関する専門機関です。市町村の児童相談業務への援助、専門的な知識及び技術を必要とする児童に関する相談に応じます。</p>	<p>月曜日～金曜日 8：45～17：30 (土日・祝日及び年末年始除く)</p> <p>※児童虐待等、緊急の場合はいつでも連絡は可能です。</p> <p>☎ 011-631-0301</p>
<p>児童相談所虐待対応ダイヤル</p>	<p>児童虐待かもと思ったらすぐに電話ができる、児童相談所全国共通ダイヤルです。 (最寄りの児童相談所に繋がります)</p>	<p>いつでも(24時間・365日)繋がります。</p> <p>☎ 189 (いちはやく)</p>



なぜ 体罰等は いけないの？

- 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- これは科学的にも明らかになっています。



しつくと 体罰は どう違うの？

- しつとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったたので夕食を与えなかった

▶▶▶ 全て体罰です。

※道に飛び出しようとする手をつかむといった子どもを保護するための行為などは誤解しません。

子育ては いろいろな 人の力と共に



- 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。市区町村などが提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどへ相談しましょう。
- 子育て中の保護者に接するみなさんで、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。
- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所なども連携して社会全体で支えていくことが必要です。

子どもが持っている権利

- 大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは人権侵害になりますが、これは子どもも同じです。
- 子どもも人権の主体であり、全ての子どもにも、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一般的責任を負います。



体罰等に よらない 子育てを 広げよう！

2020年
4月から
法律が
変わります！



みんなので育児を支える社会に

子どもへの体罰は法律で禁止されます。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。



詳しくは



「体罰等によらない子育てのために
～みんなので育児を支える社会に～」
<https://www.hkx.go.jp/content/11920000/minnadesokodate.pdf>

ご相談は

虐待かもと
思ったら
189
児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)
01-800-0934
つなぐダイヤル

虐待から守った特などに、すでに児童相談所に通告・相談ができた全国共通の電話番号です。児童相談所虐待対応ダイヤル(189)にはおかけるとお近くの児童相談所につなぐことができます。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に寄るお返事は、守られます。

体罰等によらなない子育てのためのポイント

体罰等はよくないと分かっているいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。子どもとの関わり方の一例を紹介します。

POINT 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを委ね止めてもらえたとという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。
- 子どもに同じかけをしたたり、相談をしなから、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。



POINT 02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。
- 「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。



POINT 03

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。



POINT 04

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう

- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱られないでよい環境づくりを心がけましょう。
- 子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分でできるような環境づくりを工夫してみましょう。



POINT 05

注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、標的を切り替えるなど、注意の方向を変えてみてみましょう。
- 子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気を増やす方法を意識してみましょう。



POINT 06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

- 子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。
- 「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。



POINT 07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

- 子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。
- 結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。



保護者自身のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のがんが関係しているのかを振り返ってみましょう。



体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

● **子ども時代の辛い体験により傷つく脳**



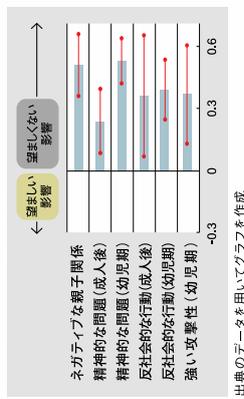
- ・厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が19.1%減少 (Tomoda A et al., NeuroImage, 2009)
- ・言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形 (Tomoda A et al., NeuroImage, 2011)

提供：福井大学 友田明美教授

体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。

親による体罰を受けた子どもと、受けていない子どもの違いについて、約16万人分の子どものデータに基づき分析が行われています。その結果、親による体罰を受けた子どもは、次のグラフのとおり「望ましくない影響」が大きいくることが報告されています。

● **「親による体罰」の影響**



既に子どもへの体罰等を法的に全面禁止している国は世界50か国以上！

国連「子どもの権利条約」では、締約国に体罰・暴言などの子どもを傷つける行為の撤廃を求めています。

子育ての悩みがあるときは、最寄りの市町村の子育て相談窓口 または児童相談所全国共通ダイヤル「189」にご連絡ください。

平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成支援総合研究事業

「妊産婦婦健康診査の評価および自治体との連携の在り方に関する研究」(研究代表者 立花良之)

「母子の健康改善のための母子健康情報利活用に関する研究」(研究代表者 山縣然太郎)

作成協力：認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事 高橋節子 / 福井大学子どもこころの発達研究センター教授 友田明美

JST/PRiSTEX(公私空間共同研究開発領域「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」)プロジェクト



**子どもを健やかに育てるために
～愛の鞭ゼロ作戦～**

子育てをしていると、

子どもが言うことを聞いてくれない、

イライラすることもあります。

つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもありますよね。

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、

恐怖により子どもをコントロールしているだけで、

なぜ叱られたのか子どもが理解できていないこともあります。

最初は「愛の鞭」のつもりでも、いつの間にか

「虐待」へとエスカレートしてしまうこともあります。

体罰や暴言による「愛の鞭」は捨ててしまいましょう。

そして、子どもの気持ちに寄り添いながら、

みんなの前向きに育んでいきましょう。

愛の鞭をやめて、 子どもを健やかに育みましょう。

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまいう可能性ががあります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合いましょう。

POINT 1 子育てに 体罰や暴言を使わない

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、叩くことよって得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖によって行動した姿。自分で考え行動した姿ではありません。

「愛の鞭である」と親が思っても、子どもにとって大人から叩かれたことはとても怖いことです。ちょっと叩かれただけ、怒鳴られただけでも、心に大きなダメージを受けることもあります。

子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。「叩かない怒鳴らない」と心に決めましょう。



POINT 2 子どもが親に 恐怖を持つと SOSを伝えられない

親に恐怖を持った子どもはどのような行動を起こすでしょうか。親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。

また、恐怖を持つ親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなり、心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまいう可能性もあります。

POINT 3 爆発寸前の イライラをクールダウン

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰でもあること。でも、疲れていたりして、もともと抱えているストレス度が大きいと、子どものちょっとした行動（おもちゃの取り合い、すぐに動かないなど）をきっかけに、イライラが爆発してしまうことがあります。イライラが爆発する前に、クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。



イライラしたときはクールダウン
深呼吸する、数を数える、窓を開けて風にあたるなど

POINT 4 親自身がSOSを出そう



育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦労について気軽に相談できる友達もできるといいですね。

POINT 5 子ども の気持ちと行動を 分けて考え、育ちを応援

子どもに「イヤだ!」と言われたとき、親自身が戸惑うこともあるでしょう。でも、2、3歳の子どもの「イヤ」は、自我の芽生えであり、成長の証でもあります。「どうしたらいいかな?」と、子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け船を出しながら、子どもの言い分を気長に聴きましょう。

「わがままな子になっては困る」という思いから、親は指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましょう。



第4章 ヤングケアラー

1 ヤングケアラーについて

令和6年6月に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」をヤングケアラーとして明記し、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされた。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に至っている場合、すなわち、子どもにおいては、子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を奪われたり、ケアに伴い、身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合をいう。

ヤングケアラー支援の対象年齢はおおむね 30 歳未満を中心としている（状況等に応じ、40 歳未満の者も対象となり得る）。

2 ヤングケアラーの気づき

ケアを担っている子どもに、周りの大人がいかにか気付くことができるかが重要となる。

（学校編）

- 健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、または不登校
- 遅刻や早退が多い
- 保健室で過ごしていることが多い
- 提出物が遅れがちになっている
- 持ち物が揃わなくなってきた
- 授業中の居眠りが多い（いつも眠そうにしている）
- しっかりしすぎている
- 優等生でいつも頑張っている
- 子ども同士よりも大人と話が合う
- 周囲の人に気を遣いすぎる
- 服装が乱れている
- 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている
- 保護者が授業参観や保護者面談に来ない
- 幼いきょうだいの送迎をしていることがある

（地域編）

- 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
- 毎日のようにスーパーで買い物をしている
- 毎日のように洗濯物を干している
- 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している
- 子ども食堂での様子に気になる点がある
- 生活のために（家庭の事情により）就職している
- 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている
- 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
- ごみ問題の発生
- 家賃不払いによる自宅を退去
- 子どもが親の通訳をしている
- 家族のケアを行う子どもに関する相談がある

など

3 ヤングケアラー（18歳未満）の対応について

小樽市のヤングケアラー（18歳未満）の支援対応窓口は、「小樽市こども家庭センター（こども未来部こども家庭課こども家庭係）」である。

小学校や中学校においては、ヤングケアラーの早期発見や適切な支援を図るため、ヤングケアラーの疑いのある児童に気づいた場合、「小樽市ヤングケアラー連絡票（小学校・中学校用）」により、小樽市こども家庭センターに連絡する。

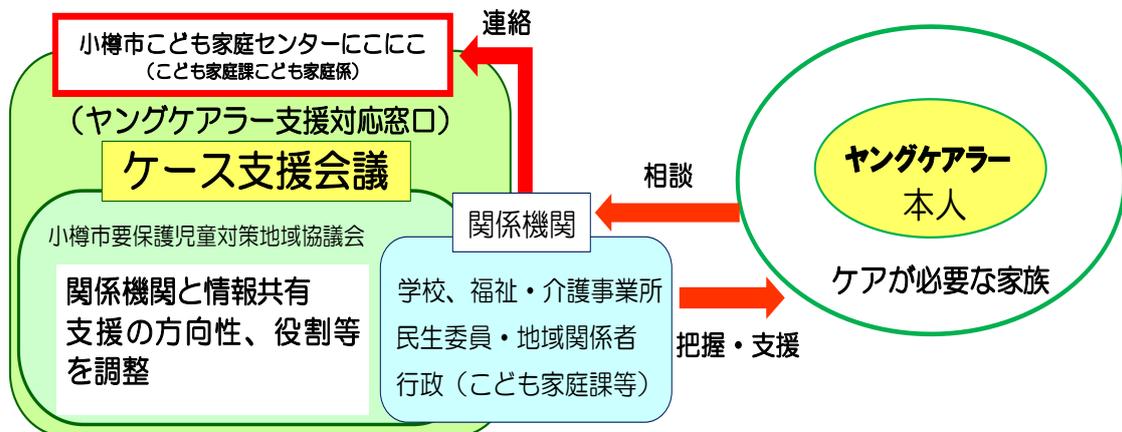
小樽市こども家庭センターでは、その児童に係る関係機関からの情報収集を行い、必要に応じ、ケース支援会議を開催し、関係機関（小・中学校、保育園等）と情報共有を行い、見守り体制を構築している。

継続支援が必要な場合には、「小樽市要保護児童対策地域協議会」に要支援児童（ヤングケアラー）として登録し、関係機関と連携しながら対応について検討している。

【ヤングケアラー相談窓口】

相談窓口	連絡先
小樽市こども家庭センターにこここ (こども家庭課こども家庭係)	0134-32-5208
北海道ヤングケアラー相談サポートセンター	0120-516-086
子ども相談支援センター (北海道教育委員会(文部科学省))	0120-3882-56

【小樽市における支援体制（18歳未満のヤングケアラー）】



小樽市ヤングケアラー連絡票（小学生・中学生用）

記入日

子ども氏名		生年月日		子どもの所属						
1. 本来守られるべき子どもの権利が守られているか			2. 家族の状況							
①健康に生きる権利			①家族構成（同居している家族）							
病院に通院・受診できない、服薬できていない ★			母親	<input type="checkbox"/>	父親	<input type="checkbox"/>	祖母	<input type="checkbox"/>	祖父	<input type="checkbox"/>
精神的な不安定さがある ★			きょうだい（人）							
給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） ★			その他（人）							
			②サポートが必要な家族の有無とその状況							
表情が乏しい			特になし（＝「ヤングケアラーではない」）							
家族に関する不安や悩みを口にしている			高齢			幼いきょうだいが多い				
将来に対する不安や悩みを口にしている			障害がある			親が多忙				
極端に痩せている、痩せてきた			疾病がある			経済的に苦しい				
極端に太っている、太ってきた			精神疾患（疑い含む）がある			生活能力・養育力が低い				
生活リズムが整っていない			日本語が不自由			その他（人）				
身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）			③子どもが行っている家族等へのサポートの内容							
予防接種を受けていない			特になし（＝「ヤングケアラーではない」）							
虫歯が多い			身体的な介護			生活費の援助				
			情緒的な支援*			通院や外出時の同行				
②教育を受ける権利			きょうだいの世話			金銭管理や事務手続き				
欠席が多い、不登校 ★			家事			服薬管理・投与				
遅刻や早退が多い ★			通訳（日本語・手話）			その他（人）				
保健室で過ごしていることが多い ★			*情緒的な支援とは、精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされる等、子どもにとって過大に負担になることを含む。							
学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある ★										
授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い			3. ヤングケアラーの状況							
学力が低下している			①子どもがサポートしている相手							
宿題や持ち物の忘れ物が多い			母親	<input type="checkbox"/>	父親	<input type="checkbox"/>	祖母	<input type="checkbox"/>	祖父	<input type="checkbox"/>
保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い			きょうだい（人）							
学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない			その他（人）							
弁当を持ってこない、コンビニ等で買った昼食が多い			②子どもがサポートに費やしている時間							
部活に入っていない、休みが多い			平日：1日	時間程度						
修学旅行や宿泊行事等を欠席する			休日：1日	時間程度						
校納金が遅れる又は未払いが多い			③子どもがヤングケアラーであることへの認識							
クラスメイトとの関わりが薄い、一人でいることが多い			認識あり			認識なし				
③子どもらしく過ごせる権利			④子ども自身の想い・希望							
家族の介助をしている姿を見かけることがある ★										
家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ★										
幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かけることがある ★										
子どもだけの姿をよく見かける										
年齢と比べて情緒的成熟度が高い										
友人と遊んでいる姿をあまり見かけない			情報共有の同意			<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>

※厚生労働省「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシートを参考に作成

小樽市児童虐待防止対応マニュアル

小樽市要保護児童対策地域協議会

事務局：小樽市こども家庭センターにこここ

（こども未来部こども家庭課）

〒047-0033 小樽市富岡 1 丁目 5 番 12 号（小樽市保健所庁舎内）

電 話：0134-32-5208

F A X：0134-32-8388

メー ル：niko-niko@city.otaru.lg.jp